



第5回 仕事に役立つカバン選び

新進会員活動委員会委員 山田 啓 (55期)



1 はじめに

霞が関グルメスポット紹介で始まりましたこのマメ知識シリーズも今回で第5回目を迎えました。マメ知識と題されながら、弁護士会館活用法、出産・育児・海外留学等に伴う弁護士登録抹消・継続の問題といった若手会員の業務に直結する重要な情報ばかりでしたが、皆さんのお役に立ちましたでしょうか。

今回は、趣を変えて、普段仕事で使っているカバンについてのお話です。ホントにホントのマメ知識ですが、事件記録の持ち運びで困っていらっしゃる若手会員も結構多いのではないのでしょうか。以下、ご参考までにどうぞ。

2 試行錯誤の日々

私は、2002年10月、弁護士登録をしました。就職先は、よくある一般民事を主とする個人事務所だったのですが、そのとき驚かされたのは本当に移動が多いことでした。それも担当事件の記録一式を持っての移動です。最低1日1回は、事務所と裁判所または弁護士会を往復していました。

この各事件の記録、裁判の記録が典型ですが、期日が進行する度に、準備書面、書証等でどんどん量が増えていくのです。この重い記録を何とか上手く持ち運びできないかいろいろ考え出したのが、私のカバン選びの始まりです。

私が最初にしたカバンはリクルートのときに一度は誰もが手にする、いわゆる手提げのビジネスバッグでした。しかし、サイズ(カバンのマチ幅)が10センチ以下のものが多く、収納力があまりないことと、いっばいに記録を入れると、片手で持つにはあまりに重く、すぐに限界が来ました。

重みを少しでも軽減できるようにと、次に選んだのは、ショルダーバッグにもなる、2ウェイタイプの手提げバッグでした。

しかし、このタイプもカバンのサイズが大きくなると記録を詰め込んだ分、重くなり、片方の肩にかけて持つとバランスが悪くなりました。若手のイソ弁の身で、毎日タクシーというわけにもいかず、地下鉄と徒歩が中心ですから、

移動が大変になりました。

それならばと、次に手にしたのはリュックタイプのものでした。最近では、ビジネス用でリュックタイプのカバンも数多く出ていますので、これなら左右のバランスがとれて楽に持ち運べてめでたしめでたしのはずだったのですが、この頃、モバイルのノートパソコンを購入したところ、パソコンをこのカバンに入れると、これまたどうしようもなく重くなってしまい、背負って歩くどころではなくなりました。また、カバンから記録を取り出すのに時間がかかるという難点もありました。

3 出会い

そんな私に一筋の光を与えてくれたのが、旅行用スーツケースで有名なR社のキャリーバッグでした。ふと立ち寄ったデパートの旅行カバンのコーナーでたまたま目にしたのがこのバッグです(写真)。今ではどんなに重い書類やパソコンを持ち歩こうが、このR社のバッグと共に涼しい顔で裁判所や弁護士会館を闊歩しています。バッグの機能を少々ご紹介しますと、

●利点その1

コンパクト(縦横各40cm程度、奥行20cm弱)かつスタイリッシュなデザインです。裁判所でもよく見かける旅行用のキャリーバッグ(黒)とは大きく違い、見た目はホントに抜群です。

●利点その2

キャリーバッグなので、手や肩に負担をかけず、たくさんの書類を持ち運ぶことができます。特に出張の時など、移動距離が長ければ長いほど、大活躍してくれます。



●利点その3

ビジネス対応として作られていますので、書類がこぼれないようにカバン上部から大きく開けることができ、また、中はアコーディオン式に仕切りが何層にも広がって、書類を分別して収納できます。これは従来の旅行用タイプとは大きく違い、とにかく使いやすいです。なお、この仕切りは取り外し可能で、外して普通の旅行用カバンにも使えます。



●利点その4

ノートパソコン用の収納スペース（衝撃吸収ケース付）があります。移動中の起案やメールのチェックのためパソコンは必携なので大変重宝します。

●利点その5

素材が、R社自慢のポリカーボネートですから、とにかく軽くて丈夫、水にも強いです。

●利点その6

お値段も手ごろ（5～6万円程度）です。

といいこと尽くめといきたいところですが、注意点も少々あります。まず、①バリアフリーの時代とはいえ、地下鉄の駅等長い階段では結構苦労します。また、②移動の際、車輪から結構騒音が出るので、閑静な住宅地での使用には注意です。そして、③コンパクトとはいえ、一般的なビジネスバッグよりはスペースを占めるので、通勤電車の車内や歩道を通行する際、周りの人の邪魔にならないように細心の注意を払わなければいけません。

4 最後に

ちょっとしたきっかけだったのですが、試行錯誤の中、このキャリーバッグとの出会いにより、私は、業務上の大きなストレスが1つなくなり、大変助かりました。おかげで、仕事により一層集中できるようになりました（単に気分の問題だけかもしれませんが…）。

十人十色、千差万別のカバン選びですが、今回の話が、皆様のお役に立つことを願っております。

若手弁護士による
若手弁護士のための

若手相談室

《対象となる方》

弁護士登録5年以内の東京弁護士会会員

《相談担当者》

新進会員活動委員会委員（弁護士登録5年以内）

《相談の対象となる事項》

事務所内の人間関係のトラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど弁護士業務に関連して生じる様々な悩みごとをご相談ください。

ただし、個別案件の処理など、相談室の性質上、お答えできないケースもあります。

《相談の方法》

①まずは、メールでご相談下さい。

【アドレス】wakatesoudan@toben.or.jp

【記載事項】氏名、期、ご相談の内容、ご希望の連絡先、相談員に関して特に要望する事項

②相談担当者（2名）から、相談者に対して、ご連絡を差し上げます。

（面談での相談が原則。面談の日時・場所は、相談者と相談担当者が調整をして決めます。）

☆個人を特定しうる情報に接するのは、新進会員活動委員会の正副委員長、相談担当者（2名）のみとし、秘密の保持を徹底致します。